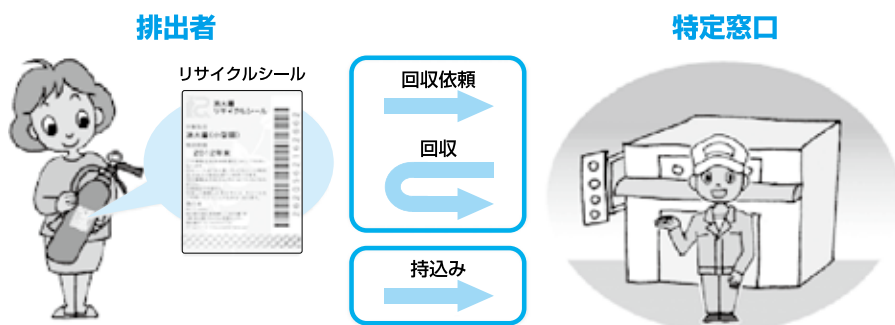


廃消火器リサイクルシステムのお知らせ

消火器の処分は、(社)日本消火器工業会が地域の販売代理店などと協力して行っています。詳しくは、お近くの販売代理店の窓口へお問い合わせください。

消火器の処分には、リサイクルシール代および運送・保管費用が必要です。(窓口情報は、<http://www.ferpc.jp/accept/> で検索できます。)



また、廃消火器は郵送でも回収できます。必ず、事前に電話またはインターネットでお申し込みください。

【お申し込み先】 ゆうパック専用コールセンター
 ☎0120・822・306
 ホームページ <http://www.ferecycle.jp/>

◆消火器の規格

(平成23年1月1日施行)

平成23年以前に設置された旧タイプの消火器は、平成24年1月1日に型式失効(※)となりました。ただし、既に設置されている旧タイプの消火器については型式失効後、平成33年12月31日まで設置猶予があります。

※型式失効

消火器の技術基準規格法令の改正により、既に型式承認を受けている機器の形状などが規格に適合しなくなり、その型式承認の効力を失うことをいい、消火器として認められなくなります。

◆消火器の点検基準

(平成23年4月1日施行)

- ①製造年から10年経過したものは、耐圧性能の点検が必要となりました。
- ②施行時、既に10年を経過しているものは3年以内に耐圧試験が必要となりました。
- ③初回の機器点検(内部・機能)の時期について、加圧式・蓄圧式とも製造年から3年でしたが、加圧式は3年のまま、蓄圧式は5年に延長されました。

※一般住宅に設置している消火器の点検義務はありませんが、消火器(業務用)で本体容器に腐食が認められたものや、製造年から10年を経過している消火器を設置しているお宅は、耐圧性能点検または住宅用消火器への買い替えを推奨します。

【お問い合わせ先】

- ・市消防本部予防担当
☎32・0119
- ・(社)日本消火器工業会
(消火器リサイクル推進センター)
☎03・5829・6773
<http://ferpc.jp/>

たばこ火災に 注意しましょう

全国で発生した火災件数(平成22年中)は46,620件で、たばこ火災は、放火、コンロに次いで出火原因別第3位となっており、その出火状況の内訳は不適當な場所への放置によるものが半数以上を占めています。

何気なく吸っているたばこの温度は約700℃あり、ちよつとした不注意から火災につながりますので、普段から十分注意しましょう。

○たばこ火災の特徴

- ・火災発生時は、炎を伴わない無炎燃焼がふとんや畳を燃やしながら下方に燃えていくため、火災に気付かないことがある。
- ・無炎燃焼が起こり、発火まで数十分から数時間かかることもある。

○たばこ火災を防止するポイント

- ・寝たばこは、絶対にやめましょう。
- ・歩きながらの喫煙やポイ捨ては絶対にやめましょう。
- ・灰皿の中には水を入れておき、周りには燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ・吸い終わったら、火を完全に消すようにしましょう。